

障害者の雇用確保・維持に関する要請書

平素は、障害者雇用の促進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

滋賀県内の民間企業に雇用されている障害者については、令和4年6月1日現在で、実雇用率2.46%となり、法定雇用率を達成している企業の割合は58.6%と、前年比で4.6ポイント上昇しました。しかし、4割強の企業で未達成となっており、また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は219社と、未達成企業に占める割合は57.0%となっています。

こうした中、令和5年3月1日に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正するための政令が公布され、民間企業の法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられることとなります。

本県といたしましては、更なる障害者雇用の促進を図るため、労働、教育、福祉をはじめとする県関係部局および滋賀労働局で組織する「滋賀県障害者雇用対策本部」において、一体的かつ総合的な取組を進めているところです。

具体的には、滋賀県障害者プラン2021で定める令和8年度までに法定雇用率達成企業70%という目標を達成するため、滋賀労働局と連携して開催する障害者向け就職面接会や障害者の就労体験（トライワーク）の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っているほか、新たに、労働・福祉・教育等との関係機関を交えた協議会を開催し、障害者の一般就労および定着の推進等にむけた検討を行います。

加えて、今年度実施した障害者雇用状況調査の結果を踏まえ、好事例の周知や障害の特性に応じた雇用の推進につなげるセミナーを開催し、県内企業における障害者の雇用と定着の促進を図ります。

貴協会には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力を賜っておりますが、一人でも多くの障害者とその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただくとともに、法定雇用義務の有無に関わらず、障害者の一層の雇用促進とその定着に向けて、積極的に取り組んでいただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

あわせて、貴協会の構成団体・企業の皆様にも、障害者の雇用確保と維持について御理解賜りたいことから、本要請内容を周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年3月23日

湖南・甲賀環境協会 会長 後藤 修二 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三木大造

